

【資料4】

秋田県河川維持管理システム導入業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、秋田県河川維持管理システム導入業務委託に係る委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案競技審査委員会

(1) 審査は3人の審査委員によって構成される、企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。

なお、審査委員会は審査委員の過半数が出席しなければ開催することができないこととします。

(2) 審査委員会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、建設部河川砂防課が行います。

3 審査方法

(1) 審査は参加者から提案された企画提案書等をもとに、プレゼンテーションにより行います。

(2) 1者あたりのプレゼンテーション時間は、30分以内とする。
(プレゼンテーション 15分、質疑応答・準備・撤去 15分)

(3) 審査は4の「審査項目、審査基準及び配点」により行います。

(4) 各審査委員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(5) 全体の合計点数を比較した結果、合計点数が同一の場合は、総合評価などを勘案し、審査委員の合議により委託候補者を決定します。

4 審査項目、審査基準及び配点

審査項目、審査基準は【資料5】評価表のとおりです。